

佐賀県建設D X加速化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県内建設業の人材不足への対応とD X促進のため、建設業者等の佐賀県I C T活用工事に必要な機器の導入費用を補助することにより、担い手の確保と建設現場の生産性向上を図ることを目的とし、予算の範囲内において、佐賀県建設D X加速化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率（補助金額）
・ I C T建設機械の購入に要する経費 ・ I C T後付け機器の購入に要する経費	3分の2（300万円）以内
・ 3次元測量機器の購入に要する経費 ・ 3次元測量機器搭載用ドローンの購入に要する経費	3分の2（200万円）以内

2 前項の対象となるI C T建設機械等は、令和7年4月1日以降に販売事業者と売買契約を締結し、かつ、令和8年2月28日までに納入される（代金の支払いを含む。）ものに限る。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、県内に主たる事業所を有し、佐賀県建設工事等入札参加資格（建設工事、測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント又は地質調査業務）を有する者とする。

2 補助事業者は、次の各号に該当する者の最低賃金を、令和7年4月1日から令和8年1月31日までに5%以上引き上げる者とする。

(1) 当該事業場における雇入れ後3月を経過した労働者で最低賃金の者。ただし、事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員とする。

(2) 事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を5%以上上回っている場合には、この限りではない。

3 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条

第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 4 補助事業者は、前項第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 5 補助事業者は、申請の対象となる経費について他の補助金等を受給してはならない。

(補助金の交付申請)

- 第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。
- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 同一の受付時刻に複数の交付の申請があることにより交付できる補助金の上限に達した場合は、その者らのうちから抽選により受付順を決定する。
- 4 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

- 第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
 - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様

式第2号のとおりとする。

- 3 第1項第3号の規定により、知事に中止又は廃止の承認を受けようとする場合の中止(廃止)承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、様式第4号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第7条 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第5号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が第3条第2項各号に該当する者の最低賃金を5%以上引き上げ、かつ、支給しないとき。
- (2) 補助事業者が補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の内容、条件、その他法令等又は指示に違反したとき。

- 2 知事は、補助事業者が第3条第3項から第5項までの規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

- 3 補助事業者は、前2項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 規則第22条第2号に規定する財産(以下「財産」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ICT建設機械
- (2) ICT後付け機器
- (3) 3次元測量機器
- (4) 3次元測量機器搭載用ドローン

- 2 規則第22条ただし書きの規定による財産の処分の制限とする期間は、次のとおりとする。

財産名	財産処分の制限をする期間
ICT建設機械	6年

I C T後付け機器	5 年
3 次元測量機器	5 年
3 次元測量機器搭載用ドローン	5 年

- 3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとする場合は知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の規定により、知事に承認を受けようとする場合の財産処分申請書は、様式第 6 号のとおりとする。

(活用状況報告)

第10条 補助事業者は、令和 8 年 3 月末日までの活用状況について、様式第 7 号の活用状況報告書を同年 4 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者）

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

担当者 _____

連絡先 _____

佐賀県建設DX加速化事業費補助金交付申請書

佐賀県建設DX加速化事業費補助金について、補助金 _____ 円の交付を受けたいので、
佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設DX加速化事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額

補助対象経費	金	円
補助金申請額	金	円

2 補助対象経費の内訳

ICT建設機械の購入に要する経費	円
ICT後付け機器の購入に要する経費	円
3次元測量機器の購入に要する経費	円
3次元測量機器搭載用ドローンの購入に要する経費	円

3 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

4 添付書類

- (1) 導入計画書（別紙１）
- (2) 賃金引上げ計画書（別紙２）
- (3) 誓約書（別紙３）
- (4) 佐賀県入札参加資格通知書（写）
- (5) 導入する機器を説明する書類（カタログ等）
- (6) 対象経費の算出根拠を証する書類（見積書の写し等）
- (7) 賃金引上げ前の賃金台帳（写）

別紙 1

導入計画書

1 当該補助事業に係る実施予定

(1) 実施予定期間

売買契約日（予定含む）	令和 年 月 日
納入日・支払日（予定含む）	令和 年 月 日

(2) 導入予定機器等及びその活用方法、見込まれる効果

機器等の名称	活用方法	見込まれる効果

2 事業に要する経費

項目	経費	うち補助対象経費	備考
	円	円	
計	円	円	

3 県費補助金の計算

補助限度額	補助対象経費計の3分の2相当額	県費補助金
円	円	円

※ 県費補助金は、補助限度額と補助対象経費計の3分の2相当額のうち低い方とする。

※ 補助対象経費計の3分の2相当額及び県費補助金は、小数点以下を切り捨てた金額とする。

4 収支予算書

(収入)	費用の別	予算額	備考
	県費補助金	円	
	事業者負担分	円	
	計	円	

(支出)	項目	予算額	備考
		円	
	計	円	

別紙 2

賃金引上げ計画書

1 事業場内最低賃金対象者基本情報（複数名いる場合は、表の枠を増やし、全員分記入）

労働者職氏名	
採用年月日	
賃金の引上げ年月日（予定含む）	

2 賃金引上げ率算定（「月給の場合」、「日給の場合」、「時給の場合」のいずれかを記入）

○月給の場合

	引き上げ前				引き上げ後（予定含む）			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
① 1 か月平均所定労働時間	時間				時間			
②基本給	円				円			
③職務手当	円				円			
④住宅手当	円				円			
⑤その他手当（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑥時間額 ※小数点以下切捨て ((②+③+④+⑤) ÷ ①)	⑦	円			⑧	円		
賃金引上げ率 ※少数第三位以下切捨て (⑧÷⑦－ 1) × 100 ≥ 5 %					%			

※ 1 か月平均所定労働時間＝（365 日－年間休日日数）× 1 日の所定労働時間 ÷ 12 か月

○日給の場合

	引き上げ前				引き上げ後（予定含む）			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
⑨労働時間数	時間				時間			
⑩支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑪時間額 ※小数点以下切捨て (⑩÷⑨)	⑫	円			⑬	円		

賃金引上げ率 ※少数第三位以下切捨て (⑬÷⑫－１) ×100 ≥ ５％	％
---	---

○時給の場合

	引き上げ前				引き上げ後（予定含む）			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
⑭労働時間数	時間				時間			
⑮支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑯時間額 ※小数点以下切捨て （⑮÷⑭）	⑰	円			⑱	円		
賃金引上げ率 ※少数第三位以下切捨て （⑱÷⑰－１）×100 ≥ 5 %					%			

- ※同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を５％以上引き上げること。
- ※事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から５％以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を５％以上上回っている場合には、この限りではない。

誓 約 書

所在地

商号又は名称

代表者

私は、この度の申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

(誓約事項を確認の上、□にレを記入してください。)

- ☐ 私は、申請に関する購入費用について、他の補助金等を受給いたしません。
- ☐ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

なお、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、佐賀県建設DX加速化事業費補助金交付事務の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は貴殿が県と行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者）

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

担当者 _____

連絡先 _____

佐賀県建設DX加速化事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け建設技第 号で交付決定の通知があった佐賀県建設DX加速化事業費補助金について、下記理由により事業の内容及び経費の配分を変更し〔金 円
の減額承認を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設DX加速化事業費補助金
交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更理由

2 添付書類

- (1) 変更導入計画書（別紙4）
- (2) 変更賃金引上げ計画書（別紙5）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（注）金額の変更のない変更申請の場合は〔 〕の分は消去すること。

別紙 4

変更導入計画書

1 当該補助事業に係る実施予定

(1) 実施予定期間

変更前	売買契約日（予定含む）	令和 年 月 日
	納入日・支払日（予定含む）	令和 年 月 日
変更後	売買契約日（予定含む）	令和 年 月 日
	納入日・支払日（予定含む）	令和 年 月 日

(2) 導入予定機器等及びその活用方法、見込まれる効果

	機器等の名称	活用方法	見込まれる効果
変更前			
変更後			

2 事業に要する経費

	項目	経費	うち補助対象経費	備考
変更前		円	円	
	計	円	円	
変更後		円	円	
	計	円	円	

3 県費補助金の計算

	補助限度額	補助対象経費計の3分の2相当額	県費補助金
変更前	円	円	円
変更後	円	円	円

※ 県費補助金は、補助限度額と補助対象経費計の3分の2相当額のうち低い方とする。

※ 補助対象経費計の3分の2相当額及び県費補助金は、小数点以下を切捨てた金額とする。

4 収支予算書

(収入)

	費用の別	予算額	備考
変更前	県費補助金	円	
	事業者負担分	円	
	計	円	
変更後	県費補助金	円	
	事業者負担分	円	
	計	円	

(支出)

	項目	予算額	備考
変更前		円	
	計	円	
変更後		円	
	計	円	

別紙 5

変更賃金引上げ計画書

1 事業場内最低賃金対象者基本情報（複数名いる場合は、表の枠を増やし、全員分記入）

変更前	労働者職氏名	
	採用年月日	
	賃金の引上げ年月日（予定含む）	
変更後	労働者職氏名	
	採用年月日	
	賃金の引上げ年月日（予定含む）	

2 変更後の賃金引上げ率算定（「月給の場合」、「日給の場合」、「時給の場合」のいずれかを記入）

○月給の場合

	引き上げ前				引き上げ後（予定含む）			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
① 1 か月平均所定労働時間	時間				時間			
②基本給	円				円			
③職務手当	円				円			
④住宅手当	円				円			
⑤その他手当（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑥時間額 ※小数点以下切捨て （（②＋③＋④＋⑤）÷①）	⑦	円			⑧	円		
賃金引上げ率 ※少数第三位以下切捨て （⑧÷⑦－１）×100 ≥ ５％					％			

※ 1 か月平均所定労働時間＝（365 日－年間休日日数）× 1 日の所定労働時間÷12 か月

○日給の場合

	引き上げ前				引き上げ後（予定含む）			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
⑨労働時間数	時間				時間			

⑩支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円		円	
⑪時間額 ※小数点以下切捨て (⑩÷⑨)	⑫	円	⑬	円
賃金引上げ率 ※少数第三位以下切捨て (⑬÷⑫－１) × 100 ≥ ５％		％		

○時給の場合

	引き上げ前				引き上げ後（予定含む）			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
⑭労働時間数	時間				時間			
⑮支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑯時間額 ※小数点以下切捨て （⑮÷⑭）	⑰	円			⑱	円		
賃金引上げ率 ※少数第三位以下切捨て （⑱÷⑰－１）×100 ≥ 5 %					%			

※同一の事業場内最低賃金で従事する労働者が複数名いる場合には、当該労働者全員について、賃金を５％以上引き上げること。

※事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者がいる場合には、その者についても引き上げ前の事業場内最低賃金額から５％以上引き上げること。ただし、その者の賃金額が、引き上げ前の事業場内最低賃金額を５％以上上回っている場合には、この限りではない。

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者）

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

担当者 _____

連絡先 _____

佐賀県建設DX加速化事業費補助金中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け建設技第 号で交付決定の通知があった佐賀県建設DX加速化事業費補助金について、下記の理由により、中止（廃止）したいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設DX加速化事業費補助金交付要綱の規定により申請します。

1 交付申請額

補助対象経費	金	円
補助金申請額	金	円

2 中止（廃止）理由

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者）

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

担当者 _____

連絡先 _____

佐賀県建設DX加速化事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け建設技第 号で交付決定の通知〔令和 年 月 日付け建設技第 号で変更交付決定の通知〕があった佐賀県建設DX加速化事業費補助金について、補助事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設DX加速化事業補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 導入実績書（別紙6）
- (2) 賃金引上げ実績書（別紙7）
- (3) 契約書等の写し
- (4) 領収書等の支払いを証する書類の写し
- (5) 財産管理台帳の写し
- (6) 導入したICT建機等の写真
- (7) 賃金引き上げ後の賃金台帳の写し

（注）変更交付決定の通知がある場合は〔 〕の分についても記載すること。

なお、ない場合は〔 〕の分を消去すること。

別紙 6

導入実績書

1 当該補助事業に係る実施状況

(1) 実施期間

売買契約日	令和 年 月 日
納入日・支払日	令和 年 月 日

(2) 導入機器等の名称

--

2 事業に要した経費

項目	精算額	うち補助対象経費	備考
	円	円	
計	円	円	
	予算額	うち補助対象経費	
	円	円	

3 収支精算

(収入)	費用の別	精算額	予算額	備考
	県費補助金	円	円	
	事業者負担分	円	円	
	計	円	円	

(支出)	項目	精算額	予算額	備考
		円	円	
	計	円	円	

別紙 7

賃金引上げ実績書

1 事業場内最低賃金対象者基本情報（複数名いる場合は、表の枠を増やし、全員分記入）

労働者職氏名	
採用年月日	
賃金の引上げ年月日	

2 賃金引上げ率算定（「月給の場合」、「日給の場合」、「時給の場合」のいずれかを記入）

○月給の場合

	引き上げ前				引き上げ後			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
① 1 か月平均所定労働時間	時間				時間			
②基本給	円				円			
③職務手当	円				円			
④住宅手当	円				円			
⑤その他手当（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑥時間額 ※小数点以下切捨て ((②+③+④+⑤) ÷ ①)	⑦	円			⑧	円		
賃金引上げ率 ※少数第三位以下切捨て (⑧÷⑦－ 1) × 100 ≥ 5 %					%			

※ 1 か月平均所定労働時間 = (365 日－年間休日日数) × 1 日の所定労働時間 ÷ 12 か月

○日給の場合

	引き上げ前				引き上げ後			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
⑨労働時間数	時間				時間			
⑩支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑪時間額 ※小数点以下切捨て (⑩÷⑨)	⑫	円			⑬	円		

賃金引上げ率 ※少数第三位以下切捨て (⑬÷⑫－１) × 100 ≥ ５％	％
--	---

○時給の場合

	引き上げ前				引き上げ後			
賃金の算定対象期間	令和	年	月	日～	令和	年	月	日～
	令和	年	月	日	令和	年	月	日
⑭労働時間数	時間				時間			
⑮支給金額（最低賃金の対象となるものに限る）	円				円			
⑯時間額 ※小数点以下切捨て （⑮÷⑭）	⑰	円			⑱	円		
賃金引上げ率 ※少数第三位以下切捨て （⑱÷⑰－１）×100 ≥ 5 %		%						

●事業場内最低賃金を引き上げた結果、賃金額を追い越される者の有無： 有 ・ 無

※賃金額を追い越される者がある場合は、当該者の賃金台帳等を添付すること

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者 _____

担当者

連絡先

令和 年 月 日付け建設技第 号で額の確定の通知があった佐賀県建設DX加速事業補助金について、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県建設DX加速事業補助金交付要綱の規定により請求します。

請求額 金 円

[illegible]

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者）

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

担当者 _____

連絡先 _____

財産処分承認申請書

佐賀県建設DX加速化事業費補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、佐賀県建設DX加速化事業費補助金交付要綱の規定により申請します。

1 処分機器等の情報

機器等の名称	
取得年月日	
取得価格	
時価	

2 処分方法

--

3 処分理由

--

4 添付書類

処分財産の写真等

令和 年 月 日

佐賀県知事 様

（申請者）

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者 _____

担当者 _____

連絡先 _____

活用状況報告書

1 交付決定通知書番号 令和 年 月 日付け建設技第 号

2 導入機器等の名称

--

3 導入機器等の活用状況

(1) 活用した主な業務

例) どのような工種、作業を実施したのか等

(2) 活用頻度

例) 活用工事〇件 ・ 県内工事〇件（公共工事〇件（県発注〇件、県発注以外〇件）、民間工事〇件） ・ 県外工事〇件（公共工事〇件、民間工事〇件）
--

(3) 県発注工事がある場合、工事名を全て記載してください。

例) 県発注工事名 ○○○○第 0000000-000 号○○○○○工事（○○○○○○○）

4 機器導入後の効果

(1) 作業時間

工事名：

作業内容：

請負金額：

効果（削減）時間（従来の作業時間が○時間（日）の場合）：○時間（日）削減

効果（削減）時間割合（従来の作業時間を 100%とした場合）：○%削減

(2) 作業人員

工事名：

作業内容：

請負金額：

効果（削減）作業人数（従来の作業人員が○人の場合）：○人削減

(3) その他（特に効果が高かった事例等を教えてください。）

5 添付書類

現場での活用状況を示す写真